

あかしSDGsパートナーズ制度運用要領

(名称)

第1条 本制度は、「あかしSDGsパートナーズ」と称する。

(目的)

第2条 本制度は、企業・団体の積極的な参画及び官民連携を推進すること並びに登録団体同士の交流、情報発信等を通じて各々の活動の活性化を促進することにより、地域におけるSDGsの達成に向けた取組の推進及び地域課題の解決を図り、もってSDGs未来安心都市・明石の実現を目指すことを目的とする。

(支援)

第3条 明石市は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) SDGsの達成に資する情報等の発信
- (2) SDGsに関する研修の開催
- (3) 登録団体同士の交流及び連携強化の促進
- (4) その他目的の達成に必要と認めること

(登録要件)

第4条 本制度の登録に当たっては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本制度の目的に賛同し本要領を順守する、市内に本店、支店、事務所等の活動拠点を有し、市内で事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主又は教育機関（以下「企業等」という。）であること。
- (2) 企業等が市内において、実際にSDGsに関する取組を行っている又は今後行う予定があること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業等でないこと。
- (4) 明石市税の滞納がないこと。
- (5) その他公序良俗に反する活動をしていないこと。

(申請方法)

第5条 本制度の登録を申請する企業等は、登録申請書及びその他添付書類（以下「申請書等」という。）に必要事項を記載の上、明石市に提出するものとする。

(登録認定の通知)

第6条 明石市は、登録が決定した後、登録が決定した企業等（以下「登録企業等」という。）に対し、メール等にて登録認定の通知及び登録証を送付する。

(実績の報告)

第7条 登録企業等は、毎年4月に前年度(年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。)の取組についての実績を報告するものとする。

(登録内容の変更)

第8条 申請書等の内容に変更が生じたときは、登録企業等は、明石市に速やかに報告するものとする。

(登録の解除)

第9条 登録企業等は、本制度の登録の解除を申し出ることができる。

2 明石市は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当する場合、当該登録企業等の登録を解除することができる。

(1) 第4条を満たしていないことが確認されたとき

(2) 本要領に違反又は本制度の信用を著しく害したとき

(3) 本制度の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(4) その他市長が登録の解除が適当と認めたとき

(その他)

第10条 本要領に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は明石市が別に定める。

附 則

この要領は、2021年(令和3年)4月1日から施行する。